



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年5月30日金曜日 第2575号外1

◇ 目 次 ◇

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....（警察本部運転免許課）..... 1

条 例

○愛媛県条例第34号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年5月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～28 省略			1～28 省略		
29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円 ウ 省略 (2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円 ウ 省略 (3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略	29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号_____に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円 ウ 省略 (2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号_____に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円 ウ 省略 (3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略

	<p>イ 同項第3号又は第5号に 該当して同項の規定の適用 を受ける場合 1,900円</p> <p>ウ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許又は普通 自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 同項第3号又は第5号に 該当して同項の規定の適用 を受ける場合 1,900円</p> <p>ウ 省略</p> <p>(6) 省略</p>		<p>イ 同項第3号_____に 該当して同項の規定の適用 を受ける場合 1,900円</p> <p>ウ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中 型自動車第二種免許又は普通 自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 同項第3号_____に 該当して同項の規定の適用 を受ける場合 1,900円</p> <p>ウ 省略</p> <p>(6) 省略</p>
29の2～64 省略		29の2～64 省略	
備考 省略		備考 省略	

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。